

住民税特別徴収税額通知書へのマイナンバー不記載に関する共同声明

総務省は昨年12月15日、「住民税特別徴収税額決定・変更通知書」（書面）へのマイナンバー記載について、来年度以後は当面は行わないことを自治体に通知し、12月26日に地方税法施行規則を改正しました。また政府も12月22日の「2018年度・政府税制改正大綱」で、同通知書を書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないことを閣議決定しました。

私たちをはじめ多くの団体が同通知書へマイナンバーを記載しないよう求めたにも関わらず、総務省は自治体に対し「記載すること」を繰り返し指示しました。その結果、昨年5月、多くの自治体が同通知書への記載を強行しました。その直後から、私たちが危惧し、指摘したように、同通知書の誤送付等が全国各地で発覚しました。個人情報保護委員会が昨年11月に発表した2017年度上半期の報告によれば、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付273件のうち、同通知書の誤送付等で152件の漏えいが発生する事態を招いてしまいました。

こうした漏えい問題だけでなく、各自治体が事業主に対してマイナンバーを通知することは、事業主に対して従業員からマイナンバー提供を求めることの意味を失わせます。さらに、従業員が提供を拒否する自由をも無意味化させるばかりか、従業員のプライバシーを侵害することにもつながります。

そもそも事業主は、従業員の住民税特別徴収に関わる事務（給与からの天引き）にマイナンバーを使用しません。実務に不要なマイナンバーを一方的に知らされることは、事業主にとってマイナンバーの保管・管理等の負担を強要されているに他なりません。また、多くの民間事業者が番号法の安全管理措置の体制の整わない現状において、セキュリティ上も大問題です。

こうした様々な問題点について私たちは自治体や総務省に対して指摘し、マイナンバー記載の中止を要請してきました。そうした中、問題点を理解してマイナンバー記載をやめる自治体も多く出てきました。今回の同通知書へのマイナンバー記載の中止は、こうした私たちや理解のある自治体の取り組みの大きな成果だと言えるでしょう。

しかし、マイナンバー記載がなくなったのは、あくまで書面の場合であって、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により同通知書を提供する場合には、マイナンバーの記載を行うこととしています。書面、データに関わらず、自治体が民間事業者に一方的にマイナンバーを知らせること自体が問題であり、引き続き私たちは通知書へのマイナンバー記載の中止、さらにマイナンバー制度そのものの廃止を求めています。

2018年1月16日

賛同団体

共通番号いらぬネット、マイナンバー制度反対連絡会、全国保険医団体連合会